参考資料５

○枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年８月20日

規則第47号

（趣旨）

第１条　この規則は、枚方市人権尊重のまちづくり条例（平成16年枚方市条例第１号）第７条に基づき設置する枚方市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（令６規則10・一部改正）

（委員の委嘱）

第２条　委員の委嘱期間は、２年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、２年以内）とする。

２　補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

３　委員の再度の委嘱は、妨げない。

（令４規則47・一部改正）

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を各１人置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

２　委員は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議会の会議に出席することができる。

３　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（令４規則47・一部改正）

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令４規則47・一部改正）

附　則

この規則は、平成16年９月10日から施行する。

附　則〔令和４年９月16日規則第47号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附　則〔令和６年３月19日規則第10号〕

この規則は、公布の日から施行する。